

◎地方自治法施行令第167条の2 第1項第3号該当契約（政策目的随意契約）の事後公表

番号	契約の名称 (業務名・品名)	契約期間	契約の相手方	契約年月日	契約額	契約の相手方とした理由
1	北五泉駅植栽地整備業務	令和7年5月7日から 令和7年11月28日まで	公益社団法人 五泉市シルバー人材センター 五泉市太田1092番地1	令和7年5月7日	842,350円	見積書の額が五泉市契約事務規則第41条の規定に基づき設定された予定価格の制限の範囲内で、かつ最低価格であったため。
2	猿和田駅植栽地整備業務	令和7年5月7日から 令和7年11月28日まで	公益社団法人 五泉市シルバー人材センター 五泉市太田1092番地1	令和7年5月7日	519,180円	見積書の額が五泉市契約事務規則第41条の規定に基づき設定された予定価格の制限の範囲内で、かつ最低価格であったため。
3	川東・東部工業団地 草刈り等業務	令和7年5月7日から 令和7年10月10日まで	公益社団法人 五泉市シルバー人材センター 五泉市太田1092番地1	令和7年5月7日	390,000円	見積書の額が五泉市契約事務規則第41条の規定に基づき設定された予定価格の制限の範囲内で、かつ最低価格であったため。
4	別所工業団地用悪水路 除草業務	令和7年5月7日から 令和7年9月30日まで	公益社団法人 五泉市シルバー人材センター 五泉市太田1092番地1	令和7年5月7日	149,000円	見積書の額が五泉市契約事務規則第41条の規定に基づき設定された予定価格の制限の範囲内で、かつ最低価格であったため。
5	村松工業団地分譲用地等 除草業務	令和7年5月7日から 令和7年9月30日まで	公益社団法人 五泉市シルバー人材センター 五泉市太田1092番地1	令和7年5月7日	200,000円	見積書の額が五泉市契約事務規則第41条の規定に基づき設定された予定価格の制限の範囲内で、かつ最低価格であったため。